

事 務 連 絡  
令和5年2月28日

都道府県主幹部局担当者 殿

国土交通省不動産・建設経済局建設業課

「監理技術者制度運用マニュアル」における正誤表の送付について

「建設業法施行令の一部を改正する政令等の施行について（通知）」（令和4年12月23日付国不建第457～460号）にて通知した「監理技術者制度運用マニュアル」（平成16年3月1日付国総建第315号、最終改正 令和4年12月23日国不建第457号）につきまして、別紙の通り正誤表を送付いたします。

修正を反映した「監理技術者制度運用マニュアル」のデータにつきましては、下記からご使用ください。

[https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/sosei\\_const\\_tk1\\_000002.html](https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/sosei_const_tk1_000002.html)

（問い合わせ先）

国土交通省 不動産・建設経済局 建設業課 技術検定係

TEL:03-5253-8111（内線 24744）